

備前市議会議長 守井秀龍 様

請願者 岡山県岡山市北区春日町5-6
岡山県労働組合会議
議長 西崎直人
紹介議員 中西裕康

請 願 書

1 請願の要旨

最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書採択を求める請願

2 請願の趣旨

岡山県内の最低賃金は10月1日から、932円に改定されました。仮にこの金額で、173.6時間働いたとすると、月収は161,795円、年収に換算すると約194万円となりワーキングプア水準です。昨年と比較すると40円の引き上げとなり、過去最高の引き上げ額を記録しましたが、この間の物価高騰に対応できる引き上げ額とは言えません。

岡山県労働組合会議は、「最低限度の生活」はどういうものであるかを明らかにするために、「最低生計費試算調査」に取り組みました。その結果、岡山で生活するためには月25万円、時間給にすると1,600円以上必要であるとの結論に至りました。同様の調査は、全国27の地域で行われており、どこで生活しても必要な生計費は時間給1,500円以上との結果になっています。そのことから、現行の最低賃金は、「文化的で最低限度の生活」を送ることは不可能な水準であると言えません。

また、地域別制度によって最低賃金に格差が生じています。最高額の東京都（1,113円）と比較すると181円の差となり、月約31,000円の差です。年収にすると40万円近くもの差が生じることになるため、賃金の低い地方から賃金の高い都市部への人口流出を招き、地域経済衰退の要因となっています。

1日8時間働けば普通に生活できる賃金の実現と、地域経済活性化の問題を早期に解決するには、最低賃金法を改正して、全国一律制へと改めていくことが最も効果的です。

現行法は、「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めるとあります。つまり、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められるため、低いままとなってしまうのです。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められるため、引き上げが抑制されるという構造的な欠陥があります。

全国一律最低賃金の創設目的は、全ての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金を保障すること、地域間格差を解消し、地域経済の発展に寄与することにあります。しかしながら、既に広がった地域間格差はあまりに大きく、全国一律制度の実現には様々なハードルがあります。そのため、一定の期間を設け、相応の財源を確保することで円滑な運営を行うことができると考えられます。

全労連の「最低賃金法改正の4つのポイント」を参考にし、全国一律制度実現に向けた最低賃金

法の改正の有効性を検討してください。

3 請願事項

最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書を政府に提出すること。